

特定医療費(指定難病)受給者証に記載する指定医療機関 の記載方法の変更について

●令和3年4月1日申請以降から、指定医療機関の記載を「各都道府県または政令指定都市の指定する医療機関」に一本化します。

●現在、既に受給者証をお持ちの患者様については、令和3年3月1日以降に有効期間が満了する受給者証から順次、更新時に、上記のとおりへ記載の切替えを行います。(更新時に自動で切替えを行いますので、指定医療機関の変更手続は不要です。)

●今後、指定医療機関の追加・変更申請が不要になります。

【東京都内をはじめ、全国の都道府県及び政令指定都市の指定医療機関であれば受給者証の使用が可能です。】

(指定医療機関かどうかの確認は、各医療機関が所在する各都道府県または政令指定都市のホームページで確認できます。なお、東京都の指定医療機関は、「東京都難病ポータルサイト」のホームページにて確認できます。)

※注意点※

- ①受給者証の利用方法については、今までと変更ありません。
- ②これまでと同様に、指定医療機関以外の医療機関では医療費助成の対象になりません。
(※令和2年11月時点においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、特例として、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診可能となっております。(期間は不明。))
- ③令和3年度の更新前の受給者証でも、東京都内をはじめ、全国の都道府県及び政令指定都市の指定医療機関であれば受給者証の使用可能です。

記載例	
特定医療費(指定難病)受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受診者	住所
	氏名
	生年月日
年 月 日 生	
保護者 (受診者が18歳未満の場合)	住所
	氏名
続柄	
疾病名	①
	②
	③
保険者番号	
有効期間	
負担上限月額	
指定医療機関	名称
	所在地
	名称
	所在地
各都道府県または政令指定都市の指定する医療機関	
高額長期	
所得階層	
軽症者	
呼吸器等	
同一世帯	
緊急その他やむを得ない場合には、本医療受給者証に記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となる。	
上記のとおり、認定する。	
年 月 日	
東京都知事 印	

《問い合わせ先》

- ・お住まいの区市町村窓口
- ・東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 難病認定担当<TEL 03-5320-4004>